# マイナンバーカードを取得しましょう

まだマイナンバーカードを取得していない人は、以下の申請方法を参考に、 マイナンバーカードを取得しましょう。

### ①申請 ※申請できる証明写真機とできないものがあります。

### スマートフォン

スマートフォンのカメラで顔写真 を撮影。申請用Webサイトにアク セスし、必要事項を入力したら、 顔写真を添付して送信します。

### パソコン

デジタルカメラで顔写真を撮 影し、パソコンに保存。申請用 Webサイトにアクセスし、必 要事項を入力したら、顔写真 を添付して送信します。



転送不要

### ●証明写直機※

タッチパネルから「個人番号カード 申請しを選択。撮影金額を投入し、 交付申請書のQRコードをバーコ ードリーダーにかざします。画面の 案内に従って必要事項を入力し、 顔写真を添付して送信します。



個人番号カード交付申請書に氏名を記 入し、本人の顔写真を貼り付けます。 送付用封筒に入れて、郵便ポストに投 函します。



### ②交付通知書が届く

マイナンバーカードの交付申請を行う と、概ね1ヵ月で市区町村から「交付通 知書」(はがき)がご自宅に届きます。 ※2ヵ月程度かかる場合もあります。

### ③マイナンバーカードの受け取り

交付通知書が届いたら、本人確認書 類などを持ち、期限内に本人が受け 取りに行きます。交付場所や期限は 交付通知書に記載されています。



## 健康保険証でも受診できます

マイナンバーカードで受診ができるようになった後でも、これまで通り従 来の健康保険証を医療機関の窓口で提示して受診できます。オンライン資 格確認が正しく運用されるために就職や結婚などで加入する健康保険が 変わる場合は、古い健康保険証を当健康保険組合(勤務先経由)に返却し、 新しく加入する医療保険者から健康保険証の交付を受けてください。



マイナンバーに関するお問い合わせ

.... 

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。



Λ

一部のIP電話等で上記ダイヤルに 繋がらない場合は



制作:株式会社 社会保険研究所

その他のお問い合わせ







こともできます。

なお、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる医療 機関でも、これまで通り従来の健康保険証を提示して受診する



